

内川新田成立による入会について

山 内 和 子*

“Common Rights” as a Solution to the Conflict of Interests
Arising from the New Rice Paddies At Uchikawa-shinden

Kazuko YAMAUCHI
(with Text-figure)

1. 内川新田の成立

万治三年（1660）砂村新左エ門により内川入海の砂原が開発され新田として取り上げられ、内川砂村新田として成立した。近隣村との関係は、寛文六年（1666）「附古田と新田元境目に其方地之内に小松御植被成候間境目ニモ百姓中方々永代少も申分無御座候事」と云う八幡村、栗浜村、久村、久比里村、佐原村、吉井村、池田村の名主、年寄の証文を取ることにより砂村新田の明確な地歩は出来たと思われる。

延宝元年（1673）の割附によると、

田畠	一〇七町六反二畝四歩
高	五四二石一斗七升八合

となっており、砂間二〇町四反九畝二四歩六一五文の砂間銭、二五〇文の松原銭を割附られている。つまり新田村の住民の生活は上述のように確保されているが、このような新田村に対して、近隣村ではどのように新しい村落を受け入れたであろうか。そして内川砂村新田が、いわゆる、見立新田であることも考慮に入れて、次に近隣村との関係を入会という、一定地域の特定の権利を通して見ていきたいと思う。

2. 近隣村の概要

前述の寛文六年に出てくる村の概略についてみよう。第一図^(註1)は最近の久里浜の略図である。内川新田はこれを見ても分かるように、東西に延びて、南を八幡久里浜、久村、佐原、北側に入海をはさんで浦賀町、吉井、池田に接した村である。ここでは殊に、八幡久里浜、久村、久比里の各村について、次にみると、

久里浜村

相模國風土記によると村落を東西に別けて、東を久里浜村、西を八幡村といわれたが、公には一村で久里浜村であるといわれる。現在でも八幡久里浜といわれている。

久 村

風土記に「元禄の頃久里浜村より分村す」とあるが、寛文六年に久村として名が出てくる。

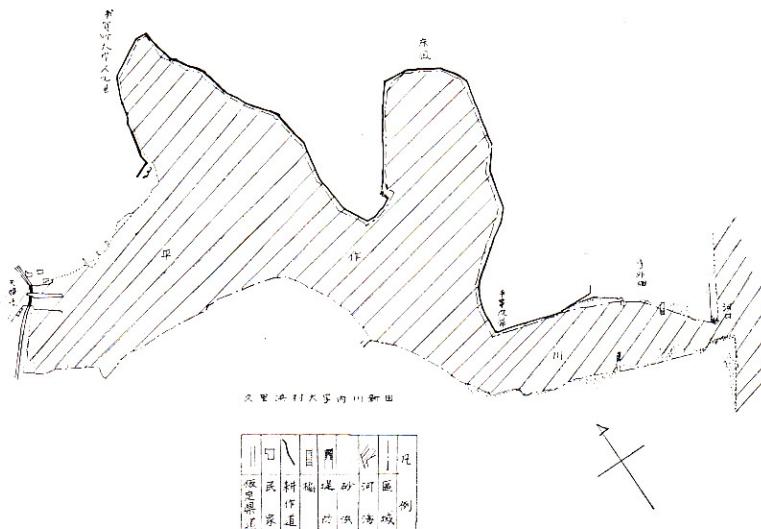
久比里

* 横須賀市立桜台中学校

注 1. 市土木部整地課作成のものにより複写。なお住居表示係長小川氏にお世話になつたことをここに感謝いたします。



第 1 図



地先水面専用漁業 平作川 (1/3,000)

基点夫婦橋

甲 基点ヨリ北東ノ方浦賀町大字久比里ニ沿ヒ河口ニ至ル
平作川左岸直径 580 間

乙 基点ヨリ南東ノ方久里浜村大字内川新田ニ浴ヒ河口ニ至ル
平作川ノ右岸直径 600 間

漁場区域

基点ヨリ甲、乙両岸ヲ以テ囲マシタル区域

第 2 図

西浦賀分郷で、その小字名。この地図によると東西に分けてあるが一村である。
これら 新田に接している村々にとっては、少なからずの利害関係が生じやすいのである。そこで、出入、入会争論について年を追ってみると、次のようなものがあげられるのである。

正徳二年（1712）

入海空地の出入、八幡村、内川新田

宝暦十二年（1762）

外海の藻草場入会の争い

西浦賀村と八幡久里浜村、内川新田、

寛政十一年（1799）

葭野刈取一件

内川新田の三名と八幡村一名による盜刈。

文政六年（1823）

鮑漁海廉嶋論争一件

久比里村と久里浜内川新田、菊名

天保四年（1833）

内川新田空地出入

八幡村と内川新田

などがある。

これら 入海や空地における権利について、特に宝暦十二年「外海藻草 入会の争い」を中心におおむね新田との関係についてみよう。

3. 入会利用の争ひ

宝暦十二年の争いの前に新田が開発されてから五二年後の正徳二年に内川新田と八幡村との間で事件の起きたことは前にも述べたがそれについて次に当時の裁許状がある。

一、相州三浦郡内川砂村新田新四郎新三郎訴上候者砂村新田之儀五拾四年以前私共親新左エ門八幡村地内砂間を新田ニ奉願御請負仕手前入用を以新田開発成就仕候其節々入海江門樋貳ヶ所仕立新田之悪水満水共ニ為吐其外長拾貳間之板橋等掛ケ往還自由為致門樋之南ニ潮除之大堤築立是又往還之道敷ニ仕候新田境之儀共入海之端を限御年貢地之松原并砂間屋敷地先迄新田地ニ而御座候新田開発以來波除ニ葭植置候處八幡村之者共我僕ニ刈取申候付名主八郎兵衛方へ相断候得者近村之者取扱申候處ニ八幡村々段々不届を申掛候向後砂村新田波除葭植江妨不申候様仕度由申之候八幡村答候者新四郎新三郎親新左衛門手前ノ金子ニ而新田取立板橋を掛候由偽ニ御座候先年三浦郡中江人足被仰付御普請出來仕候道筋ニ御座候處新左衛門勝手ニ御定之道筋切下ヶ新田古田之境与相定古道を自分之田地与仕海端を限御年貢地与偽申上候入海湊之儀者先々ニ八幡村獵船繫場ニ御座候依之船役永壹貫百文宛年々上納仕殊朝鮮人來朝之節者馬入舟橋御役相勤來申候拾壹ヶ年以前大地震之節々入海干潟ニ罷成候故新四郎新三郎方々私共船繫場江葭植置致助成ニ候間刈取申候右入海湊之儀者八幡村分ニ御座候間此以後舟繫場江内川砂村々縫申候様仕度旨申上之候双方へ度々御吟味被仰付候處入海空地之場所新四郎新三郎支配之由雖申証拠無之候然共新田水吐場ニ致来段無紛勿論為波除葭植置候且又入海之儀新田開発不致以前者八幡村獵船置場通路自由仕来殊舟役等相勤候儀無紛候於然者八幡村船置場之所者葭不植置之新田波除之通者葭差置之其外者双方立會可刈取尤入海空地之儀者向後両村ニ而致支配之対ニ新田水吐波除ニ茂障不申八幡村船置場通路茂妨不申候様ニ可仕旨被仰付奉畏候右之通於御評定所双方取替証文被仰付候上以来相背申者御座候ハ、何分之曲事ニ茂可被仰付候為後証双方々連判証文取替申所仍如件

正徳四年甲午五月廿五日

相州三浦郡内川新田

新四郎

同断

新三郎

同国同郡八幡村名主

八郎兵衛

同村組頭

六兵衛

同村百姓代

善右衛門

これは近隣村とい争いの最初のものと思われる。問題になつたのは葭場であるが、新田成立以前の古村の利用地であった入江^(注2)空地の争いである。波除地というのは現在の内川新田の字砂間と八幡久里浜の大浜の間であると思われる。丁度入江は湊のようになり久里浜村にとつては舟繫場であると主張している。この争は両村で葭場を支配することで解決したのである。使用目的は各々波除の葭場であり、舟繫場として、両村の入会地となつた。つまり新田が出来たことは空地や砂間を秩序立てて支配することになり単なる所有地としてでなくなるのである。

次に宝暦十二年の事件についてみよう。

差上申一札之事^(注3)

相州三浦郡西浦賀村枝郷久比里訴上候者久比里根附通入海共一圓ニ前々より支配ニ而魚獵致來候處八幡村之者共相障候旨申上之候

一、相手同郡八幡村答上候者入海之儀者八幡内川両村支配ニ無紛處久比里之者共猥リニ入込魚獵致候間差留候旨申上之候

右出入被為遂御吟味候處久比里根附入海ニ而魚獵致候處右入海者前々より八幡内川両村ニ而支配之由去已三月中八幡村名主彦右衛門より申越同八月中八幡村之者共大勢罷出久比里より魚獵致候網并船具等踏碎魚獵被差留候而者久比里百姓作間之稼無之難義ニ付先規之通入海支配致度既享保八卯年堀隱岐守様浦賀御奉行之節久比里居屋敷下磯通干潟七百拾七坪新屋敷ニ築立尤御年貢上納仕船役永磯魚蝦運上も年々差出其上久比里浦魚獵之分江戸材木町新着場へ可送旨延寶二寅年御代官成瀬五左衛門様坪井次右衛門様より御高札被下入海支配ニ無相違旨訴訟方申之次ニ相手方申上候者入海之儀往古干潟之節ハ葭真菰空地ニ御座候処万治三子年内川新田名主新三郎新四郎先祖新左衛門儀入海空地新田ニ見立開発仕高五百八拾石御高入ニ仰付御年貢上納仕入海湊口江波除ヶ堤内川新田より候故右湊口者内川新田之地先ニ相成候得共元来八幡村より入海空地開発仕候故田畠入交リ既ニ當時之波除堤より五町余川下ニ而貝堀場下之方より久比里之鼻ニ波除御座候処海面近堤水門樋保チ兼候間萬治年中之項 惠水吐出上之方江水門樋建替候儀ニ而先年之波除堤跡捨石等も有之右浪除堤引上候故堤外ニ柵成沙満干有之殊ニ満水之節者上郷村より惡水落込とこなぎ谷ばさき谷貳ケ所新田も水吐惡敷罷成今以開發出来不仕候然ル處右入海空地之儀八幡村与内川新田及出入御吟味之上正徳四午年五月廿五日於御評定所入海空地之儀者両村ニ而支配仕来リ葭之儀も入会対取候様御裁許有之則其節之御裁許書茂所持仕罷在候間西浦賀村枝郷久比里居村前通リ入海内字場崎谷とこなぎ谷境松夫より道下限り入海湊口より一圓ニ八幡内川新田両村支配ニ御座候處入海空地江久比里より立出家作仕候間御水帳御吟味之上無年貢地之分八幡村支配ニ仕度尤入海江久比里入会候儀差留候所存無之候得共前より外海

注 2. 第2図は明治四十五年三月の入海の三千分一実測図である。(山内文書)

注 3. 山内文書(山内秋郎所蔵)

ニ而藻草を取田肥ニ仕候処久比里ム相障ながら八幡内川新田両村支配致來候内海江者立入候故右村
 猿師五郎兵衛魚獵致節差押候儀ニ而網船具等踏碎候事者無之外海之儀者大塚小塚長磯燈明堂之鼻より
 久里浜村海廉嶋沖合迄往古より八幡内川久里浜三ヶ村ニ而入会藻草刈來既ニ舟役永茂地頭所江差
 出入会ニ紛無御座候旨申上之双方申争候得共久比里五郎兵衛投網打候節八幡村之者共大勢罷出網并
 舟道具等踏碎候由之儀ハ申争ひ而已ニて候双方共無證拠御取用かたく訴訟方申立候延宝年中之御高
 札者魚類賣買之儀ニ而入海之證拠ニハ難成正徳二辰年八幡村与内川新田出入御裁許證文ニ有之候海
 者西角内川新田地先斗之由申上候得共右證文ニ場所之限無之殊ニ内川新田被召出御吟味之所右場所
 入海一圓之儀ニ候旨申上勿論舟役永磯魚獵運上差出候段無相違候得共外海ニ而魚獵仕候上者入海之
 役永運上等ニ無之入海支配与申立候段難立且外海江八幡村入会候儀一向無之旨申上候得共双方村方
 藻草を以田肥ニ仕候所八幡村入会差留候而者田肥ニ差支候段歴然ニ付訴訟方申分御取用難成拟亦相
 手方之者共も入海空地江久比里ム立出家作仕候由申立候得共右村水帳御吟味之處字新屋敷と唱御年
 貢地ニ相違無御座是以申分御信用難成候依之被仰渡候者外海者大塚小塚長磯海廉嶋燈明堂鼻より
 久里浜村沖合迄西浦賀枝郷久比里地元ニ而八幡村内川新田入会藻草刈取之入海之儀者先御裁許之通八
 幡村内川新田支配致久比里も入会魚獵仕以来双方致和融及再論間敷旨被仰渡一同奉畏候若相背候は
 ノ御科可被仰付候仍為後證連判一札差上申処如件

宝曆十二午年四月四日

久永修理御預り所

相州三浦郡西浦賀村

名主

訴訟方 七郎左衛門㊞

年寄 治郎兵衛㊞

右村枝郷久比里

年寄 仁右衛門㊞

松平大和守領分

同国同郡八幡村

名主

相手方 彦右衛門㊞

組頭

七郎兵衛㊞

百姓代

清 八㊞

御吟味ニ付罷出候

同人領分

同国同郡久里浜村

名主

九左衛門㊞

伊奈半左衛門御代官所

同国同郡内川新田

名主

新三郎㊞

組頭

作右衛門㊞

御評定所

左之通御裁許状我等方江被下置致所持御書面之通相写渡申候以来相対に御裁許状之趣無異失相守可申候仍奥書如件

宝曆十二午年四月四日

八幡村

名主

彦右衛門④

組頭

七郎兵衛④

百姓代

清 八④

というもので、久比里は入海の使用権利を主張しているが、これには正徳四年に久里浜内川新田が支配することになつてゐるがまた、外海での漁業は久里浜、内川、久比里の三ヶ村の入会として藻草刈り場である。藻草は田肥として重要なものであるところから両者の和解にもつていつたのである。この入海については——第二図——久比里の入会を認めている。

4. む す び

これらは、何れも内川新田村が論争の受身的立場にある。ということは注目すべき点である。新田村落とその周囲の古村との対立を意味するものともいえるのではないだろうか。寛政十一年の葭野刈取一件を除いては新田成立による、空地入海の利用において問題が発生している。海に面した久比里八幡の住民は古くから海上に権利を持ち半農半漁の生活であつたことがわかる。

このように上述の村々の入会の主張は新田にとつては利害関係の第一歩であることもわかる。こでは内川新田を中心に争論を見て來たので一方的な考え方になりがちであり単なる感情的対立として具体的な生活状況にまで及んでいない。が事件により新田の存在は明確に位置づけをされているのである。

Résumé

The author investigated the conflict of interests attendant upon the construction and subsequent success of a new series of rice paddies.

In 1400 Shinzaemon Sunamura constructed a new series of rice paddies at Uchikawa-shinden. Fifty-two years later, in 1452, a conflict arose between the people of this place and the neighboring village of Yahata over the right to harvest reeds there. Till that time Yawata had been able to freely harvest reeds in the bay, but now this area had passed into the possession of Uchikawa-shinden. A similar incident occurred again in 1500. The author studies the so-called "Common Rights" which arose as a resolution of this conflict and became a juridical situation peculiar to this section of the country.